

説明会にご参加頂いた皆様から多く寄せられた御質問とそれに対する本委員会の考え方について

平成27年12月
経済産業省電力取引監視等委員会

現在、各経済産業局の所在地において開催中の電力小売の全面自由化に関する説明会において、参加者の皆様から多く寄せられた御質問とそれに対する本委員会の考え方について御紹介いたします。

【寄せられた御質問①】

自宅に設置した太陽光パネルで発電した電気を電力会社を買ってもらっているが、電力小売の全面自由化が実施される来年4月1日以降、自宅で発電した電気の販売先と自宅で使う電気の購入先をそれぞれ分けることは可能か。

(本委員会の考え方)

来年4月1日以降、ご自宅で発電した電気の販売先とご自宅で使う電気の購入先を分ける(2社と契約する)ことは可能です。

【寄せられた御質問②】

自宅の屋根の融雪のための電熱設備用に、自宅で使用する電気の供給契約とは別途の契約を締結(2契約を締結)しているが、来年4月1日以降は、電熱設備用の電気と自宅用の電気を別々の会社から供給してもらうことは可能か。

(本委員会の考え方)

現状、2つ(複数)の契約を締結しているのであれば、来年4月1日以降、それぞれ別の会社との間で電気の供給契約を締結することは可能です。

【寄せられた御質問③】

自宅に設置した太陽光パネルで発電した電気を電力会社を買ってもらっているが、来年4月1日以降は、発電事業者として発電計画の策定などの義務を負うことになるのか。

(本委員会の考え方)

来年4月1日以降、ご自宅で発電した電気を小売電気事業者に買い取ってもらう限りにおいて、そうした義務は発生しません。

その他電力小売全面自由化に関する御質問などについては本委員会事務局まで

電話：03-3501-5725 (電力取引監視等委員会相談窓口)

※平日9:30~12:00、13:00~18:30